

第7条関係：定期的な施設等への巡回



葛飾区旅館業法施行条例第7条第7号

宿泊者が滞在する間において、規則で定めるところにより、営業従事者に施設及びその周辺を定期的に巡回させ、衛生管理を行うとともに、必要に応じて宿泊者の安否確認及び周辺地域の生活環境への悪影響の防止を行うこと。

(規則で定める定期的な巡回とは?)

- ① 1日に1回以上行うものとする。
 - ② 巡回を実施したときは、実施日時、実施した営業従事者の氏名、施設の衛生状況、周辺地域の生活環境への悪影響の有無等を巡回時における確認点検表により記録し、これを施設又は営業者の事務所に備え付けておくものとする。
 - ③ 巡回時に問題が発生した場合は、早期の解決を図るとともに、その内容を記録しておくものとする。



苦情が発生しそうな時間帯（夜間など）に巡回し、近隣の生活環境を阻害しないよう営業しましょう。

②巡回時における確認点検表（毎日チェック！）